

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2019年度第4回事業審査委員会 議事録

- 1 日時：2020年2月21日(金) 16:04~18:20
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室
- 3 出席者の確認

事業審査委員総数5名のうち、事業審査委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

事業審査委員

学識経験者：永井 秀哉（共同代表理事）（欠席につき表決権委任：石井委員長）

学識経験者：石井 正子

外務省：佐藤 靖

学識経験者：堀場 明子

事務局長：高橋 丈晴

オブザーバー

外務省：寺本 早希、島野 多佳子

議長は事業審査委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第3回事業審査委員会 議事録の承認
結果：承認。

- (2) 第二号議案：九州地方広域災害被災者支援にかかる事業計画書の承認
〈JPF〉九州地方広域災害支援調整およびモニタリング事業6
結果：承認。

事業審査分科会での結果：意見提示。

事業審査分科会からの意見提示：

1. 各コンポーネントにおける、KVOADの役割を申請書内に記載すること。
2. コンポーネント1 1-1の、現地団体への活動費は総額で記載し、採択団体数に変化があっても対応できるように記載しておくこと。

- (3) 第三号議案：令和元年度補正予算決定にかかる事業計画書再審議の承認
〈AAR〉シリア北西部におけるリスク回避教育を通じた国内避難民および地域住民支援
結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. コミュニティ・フォーカル・ポイントの養成については、よりコミュニティへの知識

の普及に適した人物の選定方法および本事業内での具体的なフォロー体制の詳細につき、事業計画書に追記すること。

2. 申請書類、特に予算設計書内の誤記を修正すること。

事業審査分科会でのコメント：

情勢が流動的であり、人の移動も多く発生している事業地において、コミュニティ・フォーカル・ポイントがそれぞれの地域に根付いて活動していくことをどのように担保されるのか、説明していただきたい。

〈JCCP〉シリア共和国北西部における脆弱性の高い国内避難民へのNFI配布事業
結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査委員会での条件：

事業審査分科会委員の意見を聞くこと。

事業審査分科会において審査された申請書から変更した主なポイント

1. 事業名

変更前：シリア共和国北部における国内避難民への保護環境改善・心理社会的サポート事業

変更後：シリア共和国北西部における脆弱性の高い国内避難民へのNFI配布事業

2. 事業期間(日数)

変更前：2020年3月1日～12月31日（306日間）

変更後：2020年3月1日～7月31日（153日間）

3. 事業対象地

変更前：シリア共和国北西部イドリブ県ハリム地区およびアレッポ県アルバーブ地区の2地区

変更後：シリア共和国北西部イドリブ県ハリム地区のみ

4. 事業目的

変更前：【保護事業】

心理社会的応急処置（PFA）、心理社会的サポート（PSS）、ジェンダーに基づく暴力（GBV）予防啓発活動、ならびに女性特有のニーズに対応できる物資の提供を通じて、保護環境改善と心理社会的状況の緩和を目指す。

変更後：【NFI事業】

必要最低限の生活物資の配布を通じて、衛生・生活状態の改善を目指す。

〈PWJ〉ジュベックおよびトリット州における紛争影響下の人々への人道支援

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. ログフレームの再検討：指標の目標数値とベースラインを併記し、期待される事業効

果を定量的に明示して頂きたい。または事業の目的に合わせた適切な指標設定の観点から指標そのものの変更も視野に入れ、再検討して頂きたい。

2. コンポーネント3の保護支援について何故ホストコミュニティのみを対象としているのか、他団体との調整など、加筆していただきたい。
3. コンポーネント2の小学校共用トイレについて、22基の根拠を再確認して頂きたい。
4. 事業進捗状況管理表について、特に建設関連活動の月次期間を再考して頂きたい。

(4) 第四号議案：アフガニスタン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認

〈SVA〉クナール県における国内避難民・帰還民への教育及び水衛生支援

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 本事業対象校(2校)で実施する理由・選定基準(学年別男女比、他校との比較を含め)を説明すること。また、対象校の基礎情報(学年別男女比やトイレの状況)を記載すること。
2. 女性教員不在校を選定する場合でも、教育局に働きかけ女性教員確保を要請する、学校運営委員会のメンバーとなる女性・女生徒の数を増やすなど、ジェンダー配慮に関する具体的な対応方針を示すこと。

〈SCJ〉アフガニスタン・カンダハル州における緊急保健・栄養サービスの提供

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 事業選定地として何故カンダハル州なのか、他州の状況との比較を踏まえ、具体的な選定理由を説明すること。
2. SCJは過去に教育事業を実施していた経緯の中で、何故、本申請内容は、保健・医療分野なのか具体的に説明すること。
3. 活動内容としてモバイルチームによる保健サービス等の提供が計画されているが、モバイルチームを配置することによる短所もあると思われる。類似の活動を実施しているユニセフの事例(長所・短所)も参考にしながら何故モバイルチームという方法を選んだのか、その有効性も含め、理由を説明すること。

(5) 第五号議案：イラク・シリア人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認

〈PWJ〉シリア国内(デリゾール県・ダマスカス郊外県)におけるシェルター修繕および冬服配布支援

結果：承認。

事業審査委員会のコメント：事業計画書の「対象地における紛争分析・配慮」の項では、事業対象地(デリゾール県およびダマスカス郊外県)についての、紛争分析を記載していただきたい。

事業審査分科会での結果：承認。

事業審査分科会でのコメント：

1. シェルター支援の裨益者世帯を25世帯としているが、修繕の程度に応じて、裨益世帯数にバッファーをもって柔軟に対応していただきたい。
2. 冬服配布キットの内容については、ニーズアセスメントに基づき、より最適なものになるように配慮していただきたい。
3. 個人が所有権を有する住宅を修繕することについて、クラスター内でどのように議論・整理されているのか、事業計画書に明記していただきたい。
4. クラスター内における調整及び事業対象地における他団体によるシェルター支援の内容をまとめ、クラスター内における本事業の位置づけを事業計画書に明記していただきたい。

〈SCJ〉シリアにおける子どもの保護事業

結果：再提出。

事業審査分科会での結果：再提出。

事業審査分科会での再提出理由：

現行事業のパートナー団体との提携継続を解消する理由、およびキャパシティやリソースがSCJと同様にある大手INGOで、SCJと共通して子どもの保護等に知見が深いTerre des Hommes（TdH）と提携する意義（選定理由、SCJとTdHの役割分担、SCJの主体性等）が不明瞭であり、事業の建て付けに妥当性を見出せないため。

(6) 第六号議案：南スーダン難民緊急支援にかかる事業計画書の承認

〈SCJ〉ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 現行事業を通じて把握した子どもの保護に関する現地の問題点や現状、緊急性も踏まえ、事業地としてアルア県を選定した理由を記載すること。
2. 現地行政職員、難民居住区の子どもの保護委員会、ホストコミュニティ等のアクター間の連携についての活動も検討し、申請書およびログフレームの中で、能力強化だけではなく連携強化についての成果指標も明確に記載すること。
3. 最終フェーズであることを鑑みて、行政職員だけではなく、教員等の巻き込み等についても再検討すること。
4. 組織内の人員体制、特に人役について説明すること。

(7) 第七号議案：ミャンマー避難民人道支援にかかる事業計画書の承認

〈IVY〉バングラデシュ・コックスバザール県ミャンマー避難民キャンプにおける衛生関連施

設の修理および維持管理人材の育成事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 事業の計画・内容を明確にし、申請書に追記すること（事業対象地（キャンプ地・サブブロック）、IVYがどう主導し修理チームとなる16人（各ブロック1チーム、1チーム4人）を育成するのか、ログフレームの見直し等、分科会にて口頭で説明した内容も含め詳細を記載する）。
2. 修理チームとなるメンバーの選定方法を追記すること。また、育成する修理チームのOJTとして実際に修理する衛生関連施設の目標値（ログフレーム含）を設定すること。その際、想定される簡易な修理と大がかりな修理など、修理の程度ごとに何件対応するか目標設定することが望ましい。
3. IVYの主体性と本事業のビジビリティをどのように確保していくか計画書に記載すること。
4. 月報の遅延をなくす等、事業管理体制を見直すこと。

(8) 第八号議案：ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援にかかる事業計画書の承認
〈SCJ〉ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子どもの保護事業

結果：再提出。

事業審査分科会での結果：再提出。

事業審査分科会での再提出理由：

1. こどもひろばに関し、どのような過程でこどもひろばが運営されてきているのか、卒業後の子どもの動向等、過去の経緯や現状を具体的に説明することが必要。
2. ケースマネジメントの一部活動は地方行政と協力して実施するとなっているが、具体的な担当局名等を把握できておらず、その機関と協力して実施する意義の説明も不十分である等、事業実施団体として活動内容とその必要性を十分に把握できていないと思われる、これらの点を含めた説明が必要。
3. 青少年への対応について、能力強化の視点から、ライフスキルの内容、職業訓練へ繋げていく可能性も含めた活動実施後の発展性についてさらなる情報収集が必要であると思われる、それを基に内容を詰めていくことが必要。
4. コンポ1，2も含め、学校の教員を関与させて事業形成が望ましいと思われること。

(9) 第九号議案：ベネズエラ避難民支援にかかる事業計画書の承認

〈JADE〉ペルーに避難したベネズエラ避難民、特に女性や子供、老人等脆弱度の高い避難民に対するプロテクション、社会経済統合等での支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査委員会での条件：4.（ペルー政府の意向を踏まえ）申請書内における避難民・難民という用語の統一・整理をすること。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 事業実施期間が6ヵ月から4ヵ月に変更になった点を踏まえ、単価の積算根拠について今一度精査すること。
2. 提携団体、修道会（教会）の関係性を明確にし、（精神科医の確実な確保等）具体的にどう事業実施体制を担保するのかを追記すること。
3. 資金管理方法について、詳細を見直し、申請書に記載すること。

5 報告事項

- (1) 海外支援プログラム下における政府資金と民間資金の双方をJPF助成金の財源とする事業の再開について
- (2) カテゴリー別審査方法の検討について

6 書面による報告

- ① NGOユニットからの報告
- ② 事業計画変更の報告
- ③ JPF事務局審議結果の報告
- ④ 固定資産処理の報告
- ⑤ 終了報告書審議結果の報告
- ⑥ コアチームの報告
- ⑦ 共に生きるファンド監査結果報告

7 次回以降の事業審査委員会開催日時と会場について

2019年度第5回事業審査委員会：2020年3月23日(月) 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第1回事業審査委員会：2020年4月24日(金) 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第2回事業審査委員会：2020年5月22日(金) 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第3回事業審査委員会：2020年6月25日(木) 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第4回事業審査委員会：2020年7月22日(水) 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第5回事業審査委員会：2020年8月27日(木) 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第6回事業審査委員会：2020年9月25日(金) 魏町GN安田ビル4F会議室

以上